

オスマン朝期の検地帳に記された bad-ı hava の額を巡って
—— 1500 年前後の Göynük 郡を始めとする
Hüdavendigâr 県における事例を通して ——

多 田 守

序

筆者は、以前 15-16 世紀の Göynük 郡における各税額の推移を一覧にして提示し、中でも 16 世紀後半における bad-ı hava, öşür-i bağ 等の増加が顕著であることを指摘した [多田 2005: 34-35]。実は bad-ı hava の増加について言えば、同時期の他の地域においても同様な現象が見られるのである [Çınar-Gümüşçü 2002: 197; Gögebakan 2002: 357; Yörük 2005: 192]。ただこれまでのところ、このような変化に注目し、深く検討した研究は見当たらない。これは bad-ı hava に関して今なお不明な点が多いためである。そこで小論においては、1500 年前後に行われた検地結果の分析を通じて、検地帳に記された bad-ı hava の税額が如何にして確定されたのかについて究明し、同税の一端を明らかにすると共に、この増加の意義について考える基礎的情報を提示したい。なお考察に当たっては、[HTD] ([多田 2005: 24] 参照) を利用して Hüdavendigâr 県内の諸郡とりわけ Göynük 郡の分析を中心に進めることとする¹⁾。

I bad-ı hava とは

bad-ı hava なる語は「望みや願いの風」或いは「本来無であるところに、望みや願いに

1) [MVAD] (937/1530 年編纂) に拠ると、Hüdavendigâr 県は 25 郡より構成されている。そして小論における考察の基礎的史料である [HTD] においては、その内の 14 郡についての 3 回に亙る検地結果 —— 892/1487 年=A 期, 928/1521 年=B 期, 981/1573 年=C 期 —— が集録されている。しかし、時期によっては hane, 穀類の öşür 等についての情報が存在しない郡もあり、小論では、Yarhisar 郡を始めとする 9 郡を考察対象とする。ただこれら 9 郡についても、A 期の vakıf 地に、また Göl, Göynük, Beğ-bazarı 郡を除く 6 郡の全期に亙る mülk 地に関する情報は存在せず、後述する如く miri 地村落部の zeamet と timar 地を対象とする。このような中、3 期に亙り諸情報が最も整っているのが Göynük 郡である —— Göl 郡については B 期に関する、Beğ-bazarı 郡では全期に亙り 60 村に関する情報が不明 ——。

より現れ出したもの」という原義から発して、「聖法上の判断や俗法上の定めが存在せず、支配者の願望や意思により課せられた諸税」を意味し [AKG 1 : 183-186], *niyabet*, *rüsum-i serbestiye* 或いは *tayyarat* と呼ばれる [Barkan 1974 : 311 ; Sahilloğlu 1991 : 417]。これに該当するものとしては、時代や地域により異なるものの、例えば *resm-i arusane* (花嫁税), *cürüm ve cinayet* (罰金), *tapu resmi* (土地登録税), そして *resm-i deştbanı* (家畜による耕地損害に係した税) 等が、換言すれば事の発生に伴い偶発的に徴収されることとなった諸税が挙げられる [İnalçık 1965 : 79]。各々の課税基準については *kanunname* に記されており、その取得についても概ね *sancak bey*, *subaşı* 等の *dirlik* においては彼等により全額取得され、一般的な *timar* 地においては、前者と *sipahi* との間で折半されることが定められている [AKG 2 : 94]。ただかくの如く予測が大変困難な諸税であることから、検地帳には一括して *bad-ı hava* の名の下に、検地官により推測、確定された額が登録されることとなる [İnalçık 1954 : XXVIII]。

では推測とは言え、税額は如何にして確定されたのであろうか²⁾。目下のところ、先学は根拠を提示することなく、漠然と人口や家族 (*aile*) の数、或いは耕地の広さに応じて見積もられたと述べるに留まっている [İnalçık 1965 : 79 ; Ünal 1989 : 148]³⁾。

II hane 数及び耕地面積との関係

先学の指摘に基づき、まず *hane* 数及び耕地面積との関係について考えてみる。表 I は、Göynük 郡の各村における *hane* 数、耕地面積等及び他郡における状況 —— 郡全体の平均値 —— をまとめたものである。なお小論では、注 1 でも触れた如く *zeamet* 及び *timar* 地の村々をその対象とし、*nefs* (町) 並びに *sancak beyi* 等の *has* 村等については除外する。

2) 例えば 16 世紀後半の Malatya 県では、*bad-ı hava maa resm-i arusane* として 1 *nefer* (成人男性) 毎に 5 *akçe* [Yinanç-Elibüyük : 1983], また Ordu 郡では *resm-i deştbanı* として村内の家畜保有者毎に 5 *akçe* 徴収されたようである [Yediyıldız 1985 : 122]。なお *kanunname* においては、*resm-i arusane* 等については *sahib-i raiyet* —— 自身 (*raiyet*) の名前が登録されている村を *timar* として保有している *sipahi* —— に、*resm-i deştbanı* 等については *sahib-i arz* —— 自身 (*raiyet*) が保有、耕作している土地が存在している村を *timar* として保有している *sipahi* —— に納められることが定められている [Barkan 1943 : 329 ; Miroğlu 1990 : 185] が、前述の例からも察せられるように、検地帳に記された額はあくまでも当該村の村人を対象に見積もられたものであることが分かる。

3) 検地帳には、「家 (*ev*) 毎に 4 *akçe* 徴収」、「1 *çift* 当たり 4 *akçe* 徴収」[HTD : 294 ; 511] という記述が見られる。何れも以前 *subaşı* に納められていた *niyabet* 税について言及されたものと考えられる。恐らく先学は、前述の Malatya 県等における課税基準やこのような記述をも踏まえて、述べたものと思われる。なお検地帳作成に当たり *bad-ı hava* は最後に記され [Sahilloğlu 1991 : 417], しかもそれは村の総 *hasil* が端数にならないような額であったようである [Ünal 1989 : 148]。しかし本県の場合、後者については当てはまらない。

表 I

Göynük 郡	項目	hane 数		nefer 数		保有地 面積		haric 耕作地面積	
		A	B	A	B	A	B	A	B
村番号 ¹	時期 単位 ²	戸	戸	人	人	çift	çift	çift	çift
770	北西	36	46	46	69	10.75	12.00	13.00	12.50
771	北東	53	62	64	88	24.75	22.00	5.00	4.50
772	北東	47	50	58	94	14.25	14.00	11.00	8.50
773	北東	17	0	28	0	6.25	0.00	6.00	0.00
774	南東	37	0	51	0	18.25	0.00	5.00	0.00
775	北西	16	21	19	29	8.00	10.50	4.00	5.50
776	北西	3	0	4	0	1.00	0	4.00	0
777	?	13	0	17	0	5.25	0.00	0.00	0.00
778	南西	14	6	21	11	4.50	2.50	1.00	2.50
779	南東	28	46	37	67	7.50	12.25	4.50	5.00
780	南東	22	31	24	44	13.25	15.00	5.00	4.00
781	南西	19	25	23	30	4.75	7.25	0.00	3.50
785	南東	21	21	43	35	10.50	8.50	4.00	8.00
786	?	12	5	16	5	7.00	2.00	2.00	5.00
787	北西	7	8	11	15	2.00	4.25	7.00	4.00
788	南東	37	44	44	64	16.50	18.00	3.00	3.00
789	南東	44	45	57	70	21.00	20.50	5.00	9.00
790	南東	16	10	18	17	5.50	4.50	1.50	1.50
791	北東	14	17	15	29	4.00	3.75	1.00	0.50
792	北東	27	15	35	28	6.25	7.25	2.00	2.00
793	北東	31	29	40	57	10.75	12.00	7.50	6.00
794	北東	31	34	42	59	8.00	12.50	5.50	0.50
795	北東	18	20	25	41	6.75	7.50	3.50	4.00
796	南東	14	14	23	23	4.75	4.75	4.50	5.50
797	南東	29	16	35	23	10.00	7.25	1.00	3.50
798	?	5	5	7	9	1.75	1.25	4.00	4.50
799	南東	39	0	51	0	10.25	0.00	3.00	3.50
800	南東	10	11	18	15	8.00	2.25	3.00	0.50
801	北西	43	40	50	81	9.75	15.00	7.50	7.50
802	北西	13	14	17	18	4.00	4.25	4.00	10.00
803	北西	27	27	35	34	6.75	9.25	4.00	4.50
804	南東	10	17	13	25	3.75	5.25	2.00	2.00
805	南東	15	8	20	15	3.50	1.50	5.00	6.00
806, 807	南東	17	20	23	29	7.50	6.50	3.00	5.00
808	南西	5	7	11	13	3.25	2.75	3.00	3.50
809	南西	4	7	5	11	2.50	1.75	3.00	4.00
810	?	7	6	9	7	1.00	1.75	2.00	1.00
811	?	4	4	4	7	1.25	1.00	3.00	3.00
812	南東	11	11	13	11	5.25	5.25	2.00	2.50
813	南西	0	11	0	15	0.00	5.75	0.00	2.00
814	南東	7	3	10	3	2.00	2.00	2.00	2.00
816	?	6	1	8	1	2.00	0.50	2.00	3.00
817	南西	10	6	11	10	1.75	2.00	3.00	3.00
818	?	10	9	14	14	4.00	3.00	6.00	7.50
819, 820	南西	24	20	27	31	8.75	8.50	4.00	5.00
823	南東	20	22	27	31	9.00	9.50	5.00	4.00
合計 (平均)		893	814	1169	1278	327.50	297.25	176.50	182.50
相関係数		0.81		0.80					
Yarhisar 郡 ⁱⁱⁱ		60		75		29.25		16.00	
Domanıç 郡 ^{ix}		186		242		117.75		9.00	
Söğüt 郡 ^v		175		236		87.75		34.00	
Göl 郡 ^{vi}		393		498		147.75		142.00	
Yenice-i taraklu 郡 ^{vii}		398		485		121.25		55.00	
Geyve 郡 ^{ix}		303		376		76.75		92.00	
Akyazı 郡 ^{ix}		424		501		116.00		62.00	
Beğ-bazarı 郡 ^x		929	1090	1182	1792	429.00	436.50	34.20	104.70

i 小論では、[HTD] 校訂者によって付された番号を利用して、各村を表す。また、穀類の ösür 量や bad-ı hava 額が不明な、或いは yürt の形態に基づき登録される等特異な事情下にあった次の村々については、考察対象から除く。A 期：769, 771 (2), 782-784, 805 (3), 813, 815 村；B 期：769, 771 (2)(3), 773, 774, 776, 777, 782-784, 799, 800 (1), 805 (3), 815 村。なお他郡に関しても、同様な村々については対象外とした。

ii 対象村の内、地図でその位置が特定できるのは 20 村 (770, 772, 773, 774, 776, 778, 779, 781, 785, 791, 792, 794, 795, 801, 802, 809, 814, 817, 819/820)、C 期における枝村の存在等により凡そその位置が分かるのが 10 村 (771, 780, 788, 790, 793, 797, 799, 800, 803, 812)、また村名や他村との位置関係或いは地理的解説文等に拠り少なくとも地域が判別できるのが 10 村 (775, 787, 789, 796, 804, 805, 806/807, 808, 823)、そして全く特定できないのは 7 村 (777, 786, 798, 810, 811, 816, 818) である。

iii 207, 208, 210, 215, 218-226 村を除く。

耕地面積	耕地面積	bad-ı hava	bad-ı hava	l hane 平均	l hane 平均	l nefer 平均	l nefer 平均	l çift 平均	l çift 平均
A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
çift	çift	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe
23.75	24.50	105	110	2.92	2.39	2.28	1.59	4.42	4.49
29.75	26.50	220	250	4.15	4.03	3.44	2.84	7.39	9.43
25.25	22.50	96	116	2.04	2.32	1.66	1.23	3.80	5.16
12.25	0.00	100	0	5.88	0.00	3.57	0.00	8.16	0.00
23.25	0.00	60	0	1.62	0.00	1.18	0.00	2.58	0.00
12.00	16.00	60	70	3.75	3.33	3.16	2.41	5.00	4.38
5.00	0.00	10	0	3.33	0.00	2.50	0.00	2.00	0.00
5.25	0.00	30	0	2.31	0.00	1.76	0.00	5.71	0.00
5.50	5.00	25	30	1.79	5.00	1.19	2.73	4.55	6.00
12.00	17.25	65	90	2.32	1.96	1.76	1.34	5.42	5.22
18.25	19.00	60	76	2.73	2.45	2.50	1.73	3.29	4.00
4.75	10.75	20	40	1.10	2.00	0.90	1.60	1.90	3.70
14.50	16.50	60	60	2.86	2.86	1.40	1.71	4.14	3.64
9.00	7.00	30	50	2.50	10.00	1.88	10.00	3.33	7.14
9.00	8.25	20	25	2.86	3.13	1.82	1.67	2.22	3.03
19.50	21.00	70	75	1.89	1.70	1.59	1.17	3.59	3.57
26.00	29.50	90	106	2.05	2.36	1.58	1.51	3.46	3.59
7.00	6.00	30	15	1.88	1.50	1.67	0.88	4.29	2.50
5.00	4.25	30	30	2.14	1.76	2.00	1.03	6.00	7.06
8.25	9.25	70	35	2.59	2.33	2.00	1.25	8.48	3.78
18.25	18.00	90	90	2.90	3.10	2.25	1.58	4.93	5.00
13.50	13.00	50	65	1.61	1.91	1.19	1.10	3.70	5.00
10.25	11.50	35	50	1.94	2.50	1.40	1.22	3.41	4.35
9.25	10.25	60	40	4.29	2.86	2.61	1.74	6.49	3.90
11.00	10.75	60	60	2.07	3.75	1.71	2.61	5.45	5.58
5.75	5.75	15	20	3.00	4.00	2.14	2.22	2.61	3.48
13.25	3.50	60	0	1.54	0.00	1.18	0.00	4.53	0.00
11.00	2.75	35	20	3.50	1.82	1.94	1.33	3.18	7.27
17.25	22.50	88	95	2.05	2.38	1.76	1.17	5.10	4.22
8.00	14.25	30	15	2.31	1.07	1.76	0.83	3.75	1.05
10.75	13.75	70	70	2.59	2.59	2.00	2.06	6.51	5.09
5.75	7.25	30	30	3.00	1.76	2.31	1.20	5.22	4.14
8.50	7.50	25	25	1.67	3.13	1.25	1.67	2.94	3.33
10.50	11.50	40	50	2.35	2.50	1.74	1.72	3.81	4.35
6.25	6.25	20	30	4.00	4.29	1.82	2.31	3.20	4.80
5.50	5.75	12	15	3.00	2.14	2.40	1.36	2.18	2.61
3.00	2.75	64	64	9.14	10.67	7.11	9.14	21.33	23.27
4.25	4.00	10	15	2.50	3.75	2.50	2.14	2.35	3.75
7.25	7.75	25	25	2.27	2.27	1.92	2.27	3.45	3.23
0.00	7.75	0	20	0.00	1.82	0.00	1.33	0.00	2.58
4.00	4.00	20	15	2.86	5.00	2.00	5.00	5.00	3.75
4.00	3.50	12	12	2.00	12.00	1.50	12.00	3.00	3.43
4.75	5.00	30	30	3.00	5.00	2.73	3.00	6.32	6.00
10.00	10.50	30	30	3.00	3.33	2.14	2.14	3.00	2.86
12.75	13.50	50	50	2.08	2.50	1.85	1.61	3.92	3.70
14.00	13.50	30	100	1.50	4.55	1.11	3.23	2.14	7.41
504.00	479.75	2242	2214	2.51	2.72	1.92	1.73	4.45	4.61
0.81									
45.25		210		3.5		2.8		4.6	
126.75		574		3.1		2.4		4.5	
121.75		540		3.1		2.3		4.4	
289.75		1404		3.6		2.8		4.9	
176.25		1505		3.8		3.1		8.5	
168.75		1141		3.8		3.0		6.8	
178.00		1532		3.6		3.1		8.6	
463.20	541.20	2262	2771	2.4	2.5	1.9	1.5	4.9	5.1

iv 274, 294, 298, 301, 304, 305, 307 村を除く。

v 451, 460, 462, 463, 465 村を除く。

vi 502, 508-519, 522-537 村を除く。

vii 577-579, 594, 595, 597 村を除く。

viii 616, 623, 627, 628 村を除く。

ix 668, 673, 678, 685, 686-693 村を除く。

x A 期: 868, 870, 872-876, 879, 880, 883, 903, 906-943, 951 (3), 974, 978, 982-984 村; B 期: 870, 873-876, 880, 883, 903, 904, 906-943, 951 (3), 960, 966 (2), 971, 974, 978, 979, 982-984 村を除く。

これは、町については村落部とは異なる徴税環境にあったこと、また has 村については米を始めとする収益の高い産物の hasil が登録され、しかも特異な事情を有する reaya が存在している等、hane 数や耕地面積とは必ずしも対応しない様々な要素が内包されていると考えられるためである。

また表 I に拠り、1 hane 或いは 1 çift 当たりの bad-ı hava 額には、A, B 両期 —— Beğ-bazari 郡も含め —— を通じて大きな変化は見られず、その賦課基準については、ほぼ似通ったものであったことが察せられる。そこで小論では、特に A 期に焦点を当てて検討することとする。

1 hane 数との関係

両者の相関係数は高い (0.81)⁴⁾。また各村における 1 hane 当たりの bad-ı hava 額についても、一見ばらつきは見られるものの、多くの村で 2-4 akçe、他郡においても、概ね 3-4 akçe 程度となっている。ただ史料をより詳細に見比べると、理解に苦しむ事柄に多々出くわす。例えば、812 村は 818 村より hane 数は多いが bad-ı hava 額は少なく、793 村と 794 村等は hane 数が同じでも bad-ı hava が、逆に 787 村と 808 村は bad-ı hava 額は同じでも hane 数が異なっている。では耕作税 —— 例えば 1 çift 保有者の場合 33 akçe —— の多寡により賦課される額が異なっていたのではないかと仮定して見直して見ても、同じ内訳の村はないものの、例えば 776 村 (半 çift 保有者 1, ekinlü bennak 2) と 811 村 (半 çift 保有者 2, ekinlü bennak 1, bennak 1) とが同額なのである。なお、nefer 数を基準に検証を試みたが、やはり同様であった。それ故、基準を hane 数換言すれば人口や家族数に求めることに関しては、大いに疑問である。

2 耕地面積との関係

hane 数同様相関係数は高く (0.81)、1 çift 当たりの bad-ı hava 額についても、少々ばらつきは大きくなるものの、多くの村々で 3-6 akçe 程度となっている —— 他郡においても同様 ——。ただ耕地面積については、慎重に扱われなければならない。というのも、表 I における各村の耕地面積は、そもそも村人の保有地 —— tapu resmi を納めて保有する、耕作税を納めた土地を指す —— 面積と haric 耕作地 —— 耕作地税 (resm-i zemin) を納め、haric raiyet として耕作する土地を指す —— 面積とが加算されたものであるが、実際には村人の保有地が当該村内に必ず存在したわけではなく、また haric raiyet が必ずしも当該村の村人に限られるものではなかったからである [Özel 1986: 160-163]。即ち、ある

4) 家族数を推測することは困難である。ただ、先学の多くは hane を構成した人数を平均 5 人前後と想定している [多田 2005: 26-27] ことから、hane 数を利用して検討する。

村に存在した耕地面積、或いはある村の村人が保有、耕作した耕地面積については単純に検地帳を眺めただけでは分からないのである。

注2で述べた如く、bad-ı hava は当該村の村人を対象に見積もられている。では、当該村の村人が保有、耕作した耕地面積について、推測することはできないのであろうか。勿論 bad-ı hava が、当該村の村人が保有、耕作した耕地面積に応じて、1 çift につき 4.45 akçe — 1 çift 当たりの平均 bad-ı hava 額 — の割合で徴収されたとしたならば、その凡その広さは直ちに判明する（表V⑥参照）。ただそうした場合、果たしてこのような基準で賦課されたのかどうか、そして推算された面積が妥当なものなのかどうか確認し得ないのである。それ故これらの問題の解明に当たっては、更に異なった視点が必要と考えられ、耕地面積との関係についても、この新たな視点の下に為された作業結果を踏まえて論じることとする。

III hasıl 額との関係

表Iに拠り、bad-ı hava 額は全般的に hane 数の多い、また村人がより広い耕地を保有、耕作したと思われる村程、多くなる傾向にあることが分かる。当然の事ながら、より多くの hasıl 額が登録された村程多くなるであろうことが予想される。では hasıl 額との関係はどうであったのか。なおこの考察を通して、耕地面積との関係についても検討することとする。

1 hasıl 額との関係

表IIは Göynük 郡の各村における純 hasıl — 小論では mezraa 及び çiftlik-i hassa の hasıl, niyabet 税等を特別 hasıl と呼び⁵⁾、更に総 hasıl よりこの特別 hasıl 並びに bad-ı

5) 特別 hasıl については、考察対象から除外することとする。まず本郡において現れるそれらについて紹介すると共に、除く理由を説明する。1) mezraa の大部分では、一般的な reaya の耕地とは異なり、mukataa を通して取り決められた現金或いは öşür のみが納められる [İnalçık 1994: 139-140]。即ちその hasıl は、保有者が納めた税と言うよりは、むしろこのような手続きを経て生産活動が営まれることにより sipahi が手にし得た自身の取り分と見做されるものである。本郡においては、総額 690 akçe (A 期), 5949 akçe (B 期) [HTD: 544, 545, 548, 549] が登録されている。2) çiftlik-i hassa は、直接 sipahi によって経営された 1 çiftlik 程度の土地である。しかし現実には自らは耕作せずに、mukataa として賃貸され、小作形態 (ortakçılık) により経営されていた。即ち、前述の mezraa と同様な性格のものである [Barkan 1945: 394; İnalçık 1994: 117]。本郡においては 13 村に計 16 çift (2400 akçe=A 期), 12 村に計 15 çift (2300 akçe=B 期) が登録されている。3) niyabet 税は、元來 dirlik 保有者が自身の dirlik 内における治安維持を果たすために徴収されたもので、特に小さな町や非 serbestlik な dirlik より徴収されるものについては il niyabeti—cürüm ve cinayet の半分, resm-i ağnam, resm-i arusane の半分或いは 1/4 等から成る [HTD: 15; AKG 2: 184] —と呼ばれ, sancak beyi に従属していた [Akdağ 1971: 71]。本郡においては、計 3 村に niyabet, 781 村に il niyabeti が登録され, subaşı ↗

表II

Göynük 郡	項目	bad-ı	bad-ı	特別	特別	総 hasil	総 hasil	総純	b・h/	総純	b・h/
		hava	hava	hasil	hasil			hasil ¹	総純 hasil	hasil	総純 hasil
		時期	A	B	A	B	A	B	A	A	B
単位	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe	%	akçe	%	
770		105	110	0	0	10139	8821	10034	1.05%	8711	1.26%
771		220	250	0	0	5582	6294	5362	4.10%	6044	4.14%
772		96	116	0	0	3375	3686	3279	2.93%	3570	3.25%
773		100	0	0	0	2127	0	2027	4.93%	0	0.00%
774		60	0	100	0	4351	0	4191	1.43%	0	0.00%
775		60	70	24	24	2831	3231	2747	2.18%	3137	2.23%
776		10	0	100	0	890	0	780	1.28%	0	0.00%
777		30	0	0	0	1453	0	1423	2.11%	0	0.00%
778		25	30	0	0	1505	1725	1480	1.69%	1695	1.77%
779		65	90	100	100	2782	3002	2617	2.48%	2812	3.20%
780		60	76	0	0	3323	3468	3263	1.84%	3392	2.24%
781		20	40	1631	1350	3569	2497	1918	1.04%	1107	3.61%
785		60	60	0	0	1590	1725	1530	3.92%	1665	3.60%
786		30	50	0	0	1247	1356	1217	2.47%	1306	3.83%
787		20	25	0	0	2202	2502	2182	0.92%	2477	1.01%
788		70	75	0	0	3127	3327	3057	2.29%	3252	2.31%
789		90	106	200	200	3926	4441	3636	2.48%	4135	2.56%
790		30	15	100	100	2326	2736	2196	1.37%	2621	0.57%
791		30	30	100	100	1177	1277	1047	2.87%	1147	2.62%
792		70	35	0	0	1492	1792	1422	4.92%	1757	1.99%
793		90	90	200	200	4423	5223	4133	2.18%	4933	1.82%
794		50	65	0	5	3132	3506	3082	1.62%	3436	1.89%
795		35	50	0	0	1298	1498	1263	2.77%	1448	3.45%
796		60	40	300	300	1917	1919	1557	3.85%	1579	2.53%
797		60	60	0	0	2287	2499	2227	2.69%	2439	2.46%
798		15	20	0	0	1730	1930	1715	0.87%	1910	1.05%
799		60	0	200	0	3359	0	3099	1.94%	0	0.00%
800		35	20	100	100	2229	928	2094	1.67%	808	2.48%
801		88	95	107	120	3625	3925	3430	2.57%	3710	2.56%
802		30	15	0	0	1958	1614	1928	1.56%	1599	0.94%
803		70	70	116	181	2592	2992	2406	2.91%	2741	2.55%
804		30	30	0	0	1050	1255	1020	2.94%	1225	2.45%
805		25	25	0	0	1462	2033	1437	1.74%	2008	1.25%
806, 7		40	50	300	300	2031	2810	1691	2.37%	2460	2.03%
808		20	30	0	0	2050	2655	2030	0.99%	2625	1.14%
809		12	15	200	166	1379	1879	1167	1.03%	1698	0.88%
810		64	64	0	0	985	1300	921	6.95%	1236	5.18%
811		10	15	0	0	759	959	749	1.34%	944	1.59%
812		25	25	0	0	1135	1245	1110	2.25%	1220	2.05%
813		0	20	0	0	0	1714	0	0.00%	1694	1.18%
814		20	15	0	0	374	474	354	5.65%	459	3.27%
816		12	12	0	0	787	886	775	1.55%	874	1.37%
817		30	30	0	0	1454	1655	1424	2.11%	1625	1.85%
818		30	30	800	0	1537	2037	1507	1.99%	2007	1.49%
819, 820		50	50	100	800	3536	4000	2686	1.86%	3150	1.59%
823		30	100	0	100	3411	4011	3281	0.91%	3811	2.62%
合計・平均		2242	2214	4778	4146	109514	106827	102494	2.19%	100467	2.20%
相関係数								0.67			
Yarhisar 郡		210		20		10866		10636	1.97%		
Domanıç 郡		574		2431		27406		24401	2.35%		
Söğüt 郡		540		2230		29063		26293	2.05%		
Göl 郡		1404		3815		80496		75277	1.87%		
Yenice-i taraklu 郡		1505		3310		41638		36823	4.09%		
Geyve 郡		1141		8080		62178		52957	2.15%		
Akyazı 郡		1532		3510		42327		36985	4.14%		
Beğ-bazarı 郡		2262	2771	43641	42041	150363	172108	104460	2.17%	127296	2.18%

i 各村の総純 hasil 額については、検地帳に記された各村の総 hasil 額を基に算出した。実は各村における各 hasil を合計しても (A 期の場合 = 107241 akçe)、必ずしも前述の総 hasil 額 (109514 akçe) には一致しない。中でも 770, 803 村では、各々前者が 1000, 545 akçe 少なく、大きく異なるが、全般的に見れば誤差は僅である。なおこの相違は、主として総ての hasil 項目及びその額が記載されていた訳ではないこと [HTD: 516 他] に拠るものであり、それ故小論では、検地帳記載の各村総 hasil 額を利用して分析を行う。

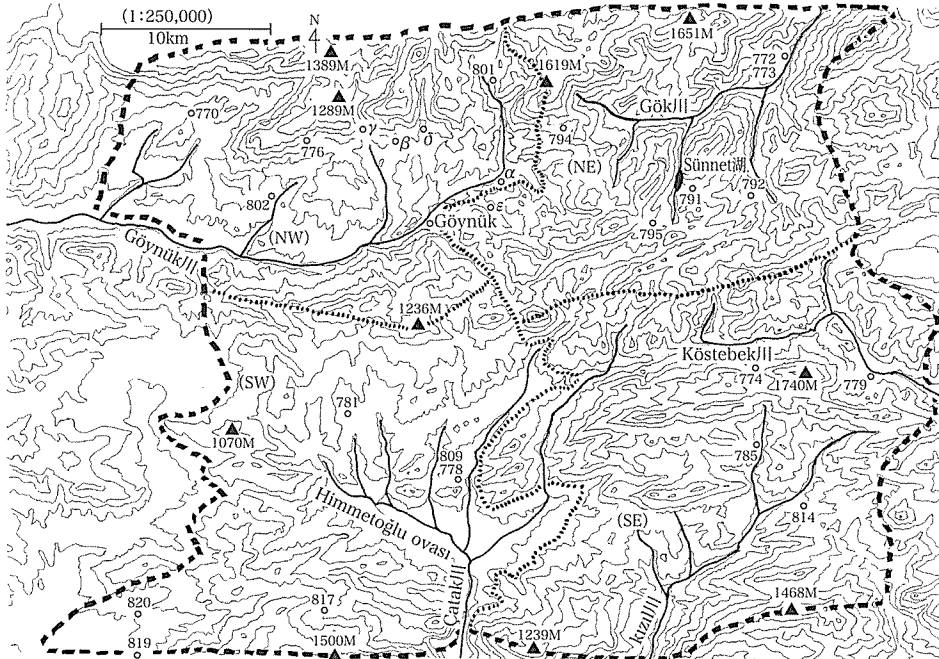
hava を除いたものを純 hasil と呼ぶ—— の中に、bad-ı hava の額が占めた割合を、また他郡についてはその全体平均値をまとめたものである。割合を見ると、Göynük 郡全体の平均は約 2.19% で、他郡においても、Yenice-i taraklu 及び Akyazı 郡を除いて、同様にほぼ 2% 前後であることが分かる。ただ両者の間には、ある程度の相関関係は認められるものの (0.64)、それは前述した hane 数や耕地面積の場合ほど高くはない。しかしこの場合、忘れてはならないことがある。それは、耕作税は sahib-i raiyet に納められるが、耕作地税及び öşür は、sahib-i arz に納められるということである [AKG 2 : 48]。それ故、両者の関係をより正確に把握するためには、単純に検地帳の記載に基づき算出された各村の総純 hasil 額とではなく、当該村に登録された村人により納められたそれと対照されなければならないのである。

2 当該村の村人が納めた hasil 額並びに保有、耕作した耕地面積

本郡を発した各河川は四方へと流れ出て、逆に本郡に至る各街道には西方を除き険しい峠

の収入に当てられている [HTD : 508, 521]。即ち同税は、sancak beyi, subaşı 等の高位者によって取得されたものであったと考えられる。4) その他、asker 階層に属する者が保有した土地の hasil 等が挙げられるが、その額は何れも僅かである——計 3 村 = 340 akçe (A 期)、計 5 村 = 386 akçe (B 期)——。彼等が bad-ı hava を納めたとは考えられない。

なお他郡においては、特別 hasil の内訳として、上記以外の税にも出くわす。A 期においては hassa ceviz, bostan an şüreka, salarlık, そして米等が、また B 期 (Beğ-bazarı 郡) においては, asyab-i sipahi, hassa bağ, 米等が挙げられる。そこで、これらの中でも重要と思われるものについて簡単に説明する。まず salarlık については、Akyazı 郡 (計 3 村 = A 期)、Beğ-bazarı 郡の Karahisar-i Nallu nahiyesi (計 11 村 = A 期) において見られる。これは、sancak beyi や sipahi 等の代理人として、öşür 徴収に赴いた者達の秣代で [Güçer 1964 : 52-53]、小麦等の収穫量の 1/40 に当たり [AKG 2 : 517; 同 3 : 362]、本来その名称が検地帳に現れることは無いものである [Arıkan 1988 : 105]。事実、前述の村々以外においてはほとんど見られず、どうもこの salarlık は、一般的なそれとは少々異なるものようである。実は本郡においても、以前スルタンの has で ortakçı (小作人) が、また tuzcu (製塩者) と呼ばれる特異な reaya が存在した村——771 (2), 805 (3) 村 (A 期)——においてのみ現れる。それ故、salarlık が hasil として明記された村々には、特異な事情を有する reaya が存在していたことが窺える。しかし筆者は、対象となった 14 村において、かくの如き reaya の存在を確認することはできなかった。ただ、Karahisar-i Nallu nahiyesi についても、11 村の内の大半が nahiyе 西南部の限定された地域——現在の Beydili 地区付近 [AİY : 95]——に位置し [Ha : Hb : AİY : 97]、しかも同 nahiyе には Ankara sancağı beyi の has 村が多数存在していることから、この地域が元来高位者の土地で、ortakçı 等の特異な地位の reaya が存在していたであろうことは十分予想され得る。なお、Akyazı 郡の 3 村の内の 2 村 [同 : 421, 440] についても、米の hasil が登録された収益力の高い村であった。このように、同税についてはなお不明な点が多いものの、少なくとも特殊な事情を帯びた reaya に関連したものであったことは間違いないようであり、除外することとした。次いで、米を栽培した çeltikçi と呼ばれる reaya は、国家や土地保有者より種子を貸与され、栽培の他灌漑溝をも管理し、播種用種子を除く収穫物については折半し合っていた [İnalçık : 1982]。即ち、çiftlik-i hassa の場合の如きと理解される。



地図

が待ち受けていた [多田 2005 : 25 ; 本稿地図]。丁度山間の中央部に位置し、目立った産業もないことから、周囲からの人的、物的流入が盛んであったとは到底考えられず、その農業活動はほぼ郡内の村人達により営まれたと想像される。そしてこれについては更に、小論における対象村が hane 数及び hasil 額において miri 地村落部全体の 90% 前後を占めている [HTD : 590 - 597] ことから、対象村においてはほぼその村人達により営まれたとも言い換えられ得る。そこで多分に不確実性は孕むものの、筆者はこのような想定の下、更に次の如き仮説を設けて推測を試みることにする。1) 各村の総純 hasil 額は、bad-ı hava の約 45.52 倍 —— 総純 hasil に占めた bad-ı hava の割合は約 2.19% —— である。2) öşür-i bağ 等の金納が原則であった hasil については、総て当該村の村人によって納められた⁶⁾。そしてこのような仮説の下、各村の bad-ı hava 額を約 45.52 倍し、その額から 2) で挙げた諸税を減じて得られた数値を、検地帳の記載に基づき算出された各村の総純 hasil 額からやはり 2) を減じて得られた数値⁷⁾で除する。なおその際、耕作地税については、その税額

6) 耕作税, kovan resmi 及び resm-i ağnam は sahib-i raiyet に登録されることが定められている [AKG 2 : 187]。なお後二者については、各々 821 akçe, 5082 akçe 登録されており、両者で非穀類 hasil (çift 税は除く) の 47.8% を占める。また残りの生産物に関しても bağ, bostan 等の如く水を必要とすることから、居住地近辺に存在したと想像される。

7) 例えば前述の 770 村の如き 1000 akçe の不足額については、総て穀類の hasil (öşür) 額であると、逆に超過している場合には、穀類 hasil が記された額より少なかったと見做すことにする。↗

が耕作面積に応じて変動することから、2) の諸税とは異なり減じず、穀類 hasil 額と合算させて処理することとする。このような操作により、より正確な両者の穀類 hasil 比を算出することが可能となる——ただ予め当該村の村人が納めた耕作地税が不明であることから、幾らかの誤差が生じることは避けられない——。次いで、以前筆者が提示した各穀類の生産性 [多田 2005: 42] を利用して各村における作付面積を推算し、それを約 2.40 倍——対象村における平均作付率は 41.7%——することにより、各村に存在した耕地面積を割出す。そしてこの耕地面積に、前述の比率を乗ずることにより、各村の村人が保有、耕作した耕地面積を推算する。即ち穀類 hasil 額の比率を利用するのである。そして更に、耕作税及び耕作地税——小論では両税を合わせたものを çift 税と呼ぶ——の納入規定に依拠しつつ、村人の保有地が村の内外にどれ程存在していたのか、また村人が haric raiyet としてどれ程の広さの出作や入作を行っていたのかについても推測するのである。

勿論このような考え方には様々な問題点が存する。例えば vakıf 地や mülk 地、更に Göynük の町等の存在をも考慮すると、対象村内の村人達だけで農業活動がほぼ完遂されたと見做すのは、早計かもしれない。また各耕地の生産性は異なっていた筈であり、各穀類の生産性及びそれに基づき推算された作付面積、更にはそれに同じ作付率を当てて得られた耕地面積についても現実との乖離が予想される。困って穀類の hasil 額と耕地面積とを連動して捉えることには無理があるとも考えられる。ただこれらの点については、同郡における mülk, vakıf 地の大半は、Göynük の町近辺に集中しており [HTD: 550-587; 地図 α - ϵ]⁸⁾、且つ対象村が hane 数等において占めた割合を勘案すれば、幾らかの誤差は生じたとしても、全体的な傾向は把握できると理解される。また、öşür 量を始め一般的に検地帳に記された税額の多くは、実態を在るがままに反映したものではなく、ある意図、基準の下に見積もられた評価値であると見做されている [Káldy-Nagy 1968: 183; Cohen-Lewis 1978: 7] ことを想起すれば、多少の生産性、作付率等の相違を無視し、平均値に基づき作業したとしても、甚だ非合理的な手法だとは思われない。少々乱暴ではあるが、概略を把握する上では差し支えない方法と考えられる。

さてこのような手続きに基づき作成されたのが表Ⅲである⁹⁾。農業活動はほぼ対象村内の

なお超過額は、773 村を始めとする 8 村で、合計 282 akçe に過ぎない。

8) α =Göl-özü, β =Bulanuk-özü, γ =Değirmen-özü, δ =Hisar-özü, ϵ =Milas 村

9) 779 村を例に取り説明する。bad-ı hava 65 akçe を約 45.52 倍し、同村人が納めたと推測される総純 hasil 2972 akçe を算出する (①)。次いで、①から非穀類 hasil (③) 及び耕作税を減じると、穀類 hasil 額と耕作地税の推定合計値である 2163 akçe が得られる (④)。一方検地帳の記載に基づき算出された総純 hasil 額は 2617 akçe (⑤) で、これより同様に前述の 2 項目を減じると合計値 1808 akçe (⑥) が得られる。それ故④を⑥で除すると、前者が後者に比べ、どれ程の割合であったのかが分かる。同村の場合は約 1.20 倍である。他方、同村の作付面積は 5.14 çift で、これを約 2.40 倍して得られた 12.31 çift (⑦) が存在した耕地面積ということになる。さて同村人は、実際には検地帳の記載に基づく hasil 額の約 1.20 倍を納めている。それ故彼等が保有、耕作した

表Ⅲ

村番号	保有地	haric	耕地	bad-ı	①	②	③	çift 税	耕作税	耕作
	面積	耕作地面積	面積	hava	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe	地稅
	çift	çift	çift	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe	akçe
770	10.75	13.00	23.75	105	4800	1794	850	944	515	429
771	24.75	5.00	29.75	220	10057	2232	1140	1092	927	165
772	14.25	11.00	25.25	96	4389	1174	260	914	551	363
773	6.25	6.00	12.25	100	4572	1012	545	467	269	198
774	18.25	5.00	23.25	60	2743	1281	425	856	691	165
775	8.00	4.00	12.00	60	2743	812	340	472	340	132
776	1.00	4.00	5.00	10	457	211	38	173	41	132
777	5.25	0.00	5.25	30	1371	333	120	213	213	0
778	4.50	1.00	5.50	25	1143	345	120	225	192	33
779	7.50	4.50	12.00	65	2972	957	440	517	369	148
780	13.25	5.00	18.25	60	2743	758	155	603	438	165
781	4.75	0.00	4.75	20	914	328	70	258	258	0
785	10.50	4.00	14.50	60	2743	810	280	530	398	132
786	7.00	2.00	9.00	30	1371	377	80	297	231	66
787	2.00	7.00	9.00	20	914	414	80	334	103	231
788	16.50	3.00	19.50	70	3200	1027	290	737	638	99
789	21.00	5.00	26.00	90	4114	1226	290	936	771	165
790	5.50	1.50	7.00	30	1371	606	325	281	232	49
791	4.00	1.00	5.00	30	1371	327	111	216	183	33
792	6.25	2.00	8.25	70	3200	426	70	356	290	66
793	10.75	7.50	18.25	90	4114	933	260	673	426	247
794	8.00	5.50	13.50	50	2286	1743	1190	553	372	181
795	6.75	3.50	10.25	35	1600	490	95	395	280	115
796	4.75	4.50	9.25	60	2743	577	210	367	219	148
797	10.00	1.00	11.00	60	2743	1077	610	467	434	33
798	1.75	4.00	5.75	15	686	555	310	245	113	132
799	10.25	3.00	13.25	60	2743	999	310	689	590	99
800	8.00	3.00	11.00	35	1600	534	170	364	265	99
801	9.75	7.50	17.25	88	4023	1744	969	775	528	247
802	4.00	4.00	8.00	30	1371	472	157	315	183	132
803	6.75	4.00	10.75	70	3200	861	345	516	384	132
804	3.75	2.00	5.75	30	1371	360	130	230	164	66
805	3.50	5.00	8.50	25	1143	477	170	307	142	165
806, 807	7.50	3.00	10.50	40	1829	591	175	416	317	99
808	3.25	3.00	6.25	20	914	595	385	210	111	99
809	2.50	3.00	5.50	12	549	207	25	182	83	99
810	1.00	2.00	3.00	64	2926	171	30	141	75	66
811	1.25	3.00	4.25	10	457	219	57	162	63	99
812	5.25	2.00	7.25	25	1143	350	80	270	204	66
814	2.00	2.00	4.00	20	914	154	10	144	78	66
816	2.00	2.00	4.00	12	549	165	15	150	84	66
817	1.75	3.00	4.75	30	1371	304	80	224	125	99
818	4.00	6.00	10.00	30	1371	377	20	357	159	198
819, 820	8.75	4.00	12.75	50	2286	726	220	506	374	132
823	9.00	5.00	14.00	30	1371	831	310	521	356	165
合計・平均	327.50	176.50	504.00	2242	102494	31962	12362	19600	13779	5821

①=推定総純 hasıl 額

②=非穀類 hasıl 額 (çift 税含む)

③=非穀類 hasıl 額 (çift 税除く)

④=推定穀類 hasıl 額と耕作地稅の合計額

⑤=檢地帳記載の総 hasıl 額に基づく各村の総純 hasıl 額 [表Ⅱ]

⑥=檢地帳記載の総 hasıl 額に基づく各村の穀類 hasıl 額と耕作地稅の合計額

⑦=各村に存在した推定耕地面積

⑧=各村の村人が保有, 耕作した推定耕地面積

④	⑤	⑥	作付面積		⑦	④/⑥	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
akçe	akçe	akçe	çift	çift	倍	çift	çift	çift	çift	çift	çift	akçe	akçe	çift
3435	10034	8669	22.6	54.15	0.40	21.46	0.00	0.00	30.40	2.29	102.82	2.18	-0.54	
7990	5362	3295	8.67	20.77	2.43	50.37	8.98	20.62	0.00	0.00	224.29	-4.29	1.07	
3578	3279	2468	6.47	15.50	1.45	22.47	9.75	0.00	0.00	2.78	95.09	0.91	-0.23	
3758	2027	1213	3.19	7.64	3.10	23.68	4.61	11.43	0.00	0.00	105.60	-5.60	1.40	
1627	4191	3075	8.47	20.29	0.53	10.74	2.96	0.00	0.00	12.51	51.45	8.55	-2.14	
2063	2747	2067	5.91	14.16	1.00	14.13	0.00	2.13	2.16	0.00	63.33	-3.33	0.83	
378	780	701	1.74	4.17	0.54	2.25	0.83	0.00	0.00	2.75	9.76	0.24	-0.06	
1038	1423	1090	2.91	6.97	0.95	6.64	0.00	1.39	1.72	0.00	28.97	1.03	-0.26	
831	1480	1168	3.54	8.48	0.71	6.03	0.00	0.53	2.98	0.00	26.53	-1.53	0.38	
2163	2617	1808	5.14	12.31	1.20	14.73	0.00	2.73	0.31	0.00	67.72	-2.72	0.68	
2150	3263	2670	7.61	18.23	0.81	14.68	0.02	0.00	0.00	3.57	61.83	-1.83	0.46	
586	1918	1590	4.86	11.64	0.37	4.29	0.00	0.00	6.89	0.46	18.57	1.43	-0.36	
2065	1530	852	2.21	5.29	2.42	12.83	9.21	0.00	0.00	1.67	56.93	3.07	-0.77	
1060	1217	906	2.62	6.28	1.17	7.35	2.72	0.00	0.00	1.65	30.99	-0.99	0.25	
731	2182	1999	5.51	13.20	0.37	4.83	0.00	0.00	4.20	4.17	20.92	-0.92	0.23	
2272	3057	2129	6.33	15.17	1.07	16.19	4.33	0.00	0.00	3.31	70.54	-0.54	0.14	
3053	3636	2575	7.36	17.63	1.19	20.91	8.37	0.00	0.00	5.09	89.44	0.56	-0.14	
814	2196	1639	4.93	11.81	0.50	5.87	0.00	0.00	4.81	1.13	29.98	0.02	-0.01	
1077	1047	753	2.41	5.77	1.43	8.26	0.00	3.26	0.77	0.00	35.27	-5.27	1.32	
2840	1422	1062	2.84	6.80	2.67	18.20	1.45	9.95	0.00	0.00	74.19	-4.19	1.05	
3428	4133	3447	9.91	23.74	0.99	23.62	0.00	5.37	5.49	0.00	99.66	-9.66	2.42	
724	3082	1520	3.93	9.42	0.48	4.48	4.08	0.00	0.00	9.02	41.73	8.27	-2.07	
1225	1263	888	2.3	5.51	1.38	7.60	4.74	0.00	0.00	2.65	32.31	2.69	-0.67	
2314	1557	1128	2.5	5.99	2.05	12.29	3.26	3.04	0.00	0.00	53.35	6.65	-1.66	
1699	2227	1183	3.58	8.58	1.44	12.32	2.42	1.32	0.00	0.00	61.47	-1.47	0.37	
263	1715	1292	3.6	8.63	0.20	1.75	0.00	0.00	2.88	4.00	13.22	1.78	-0.45	
1843	3099	2199	6.27	15.02	0.84	12.59	0.00	0.00	1.77	0.66	56.56	3.44	-0.86	
1165	2094	1659	4.78	11.45	0.70	8.04	0.00	0.00	0.45	2.96	35.57	-0.57	0.14	
2526	3430	1933	4.87	11.67	1.31	15.25	5.58	0.00	0.00	2.00	80.37	7.63	-1.91	
1031	1928	1588	4.03	9.66	0.65	6.27	0.00	0.00	1.66	1.73	28.23	1.77	-0.44	
2471	2406	1677	3.06	7.33	1.47	10.80	3.42	0.05	0.00	0.00	50.11	19.89	-4.97	
1077	1020	726	2.02	4.84	1.48	7.18	0.91	1.43	0.00	0.00	31.33	-1.33	0.33	
831	1437	1125	3.18	7.62	0.74	5.63	0.88	0.00	0.00	2.87	25.91	-0.91	0.23	
1337	1691	1199	3.28	7.86	1.11	8.76	2.64	0.00	0.00	1.74	38.54	1.46	-0.36	
418	2030	1534	4.99	11.96	0.27	3.26	0.00	0.00	5.71	2.99	20.74	-0.74	0.19	
441	1167	1059	2.9	6.95	0.42	2.89	0.00	0.00	1.45	2.61	12.06	-0.06	0.02	
2821	921	816	2.49	5.97	3.46	20.62	0.00	17.62	2.97	0.00	83.09	-19.09	4.77	
337	749	629	1.69	4.05	0.54	2.17	0.20	0.00	0.00	2.08	9.82	0.18	-0.04	
859	1110	826	2.33	5.58	1.04	5.80	1.67	0.00	0.00	1.45	24.82	0.18	-0.05	
826	354	266	0.61	1.46	3.11	4.54	2.54	0.54	0.00	0.00	18.36	1.64	-0.41	
450	775	676	1.87	4.48	0.67	2.98	0.00	0.00	0.48	1.02	12.22	-0.22	0.05	
1166	1424	1219	3.52	8.43	0.96	8.07	0.00	3.32	3.68	0.00	33.88	-3.88	0.97	
1192	1507	1328	3.45	8.27	0.90	7.42	1.73	0.00	0.00	2.58	30.09	-0.09	0.02	
1692	2686	2092	6.34	15.19	0.81	12.28	0.00	0.00	2.44	0.47	53.54	-3.54	0.88	
705	3281	2615	7.54	18.07	0.27	4.87	0.00	0.00	4.07	9.13	25.69	4.31	-1.08	
76353	102494	76353	210.36	504.00	1.00	497.41	87.30	84.73	87.29	91.34	2236.88	5.12	-1.28	

(504.00)

⑨=当該村の村人が、他村において tapu resmi を納めて保有した推定耕地面積

⑩=当該村の村人が、他村において haric raiyet として耕作した推定耕地面積

⑪=他村の村人が、当該村において tapu resmi を納めて保有した推定耕地面積

⑫=他村の村人が、当該村において haric raiyet として耕作した推定耕地面積

⑬=推定 bad-ı hava 額

⑭=検地帳記載の bad-ı hava 額と⑬との誤差

⑮=⑭との差額を耕地面積に換算したもの (⑭/akçe)

表IV

項目	hane 数	hane 数	①	①/ 全体	②	②/ 全体
単位	戸	%	akçe	%	akçe	%
北西	145	17.3%	23507	25.0%	2779	23.7%
北東	238	28.5%	21615	22.9%	3671	31.3%
南東	377	45.1%	38360	40.7%	4380	37.3%
南西	76	9.1%	10705	11.4%	900	7.7%
合計・平均	836	100.0%	94187	100.0%	11730	100.0%

項目	耕面 / hane	④	④/ 全体	⑤	⑥	⑦
単位	çift	çift	%	çift	çift	çift
北西	0.786	74.99	16.7%	0.517	9.83	2.18
北東	0.400	158.68	35.4%	0.667	33.61	50.63
南東	0.497	177.97	39.7%	0.472	39.21	9.06
南西	0.824	36.83	8.2%	0.485	0.00	3.85
合計・平均	平均 0.549	448.47	100.0%	平均 0.536	82.65	65.72

①=検地帳記載の各村の総 hasil 額に基づく総純 hasil 額

②=非穀類 hasil 額 (çift 税除く)

③=推定耕地面積

④=村人が保有, 耕作した推定耕地面積

⑤=村人が保有, 耕作した 1 hane 当たりの推定耕地面積

⑥=当該村の村人が, 他村において tapu resmi を納めて保有した推定耕地面積

村人達により営まれたという想定の下に作成されたことから, 村人が納めた推定総純 hasil 額 (①), 存在したと推定される総耕地面積 (⑦), 穀類 hasil 額と耕作地税とを合算した総額 (④) については, 検地帳記載に基づくそれらと同じ値に設定した。そして, 村人が保有, 耕作した耕地面積を推算したところ, 総計 497.41 çift となった。本来⑦の推定総耕地面積を④/⑥で乗ずると前述の総計は 504.00 çift となる筈である。即ち, 生じた誤差は僅かに 6.59 çift で, ほぼ想定を裏付ける結果となっている。なお 774 村を始め 6 村については, 保有面積より狭くなっている。このような齟齬が生じた理由としては, 作付面積の妥当性を別に留めるとするならば, 穀類 hasil と耕作地税とを合算してその変化率を求めたことによる誤差, 対象村外の人々 —— 例えば yürük¹⁰⁾ —— による農業活動の存在, 検地官に拠る

耕地面積は, ⑦の約 1.20 倍に当たる 14.73 çift (⑧) となる。ところで同村において存在した耕地面積の内 4.50 çift は haric raiyet によって耕作されており, 残りの耕地は 7.81 çift ということになる。しかし村人の保有地は 7.50 çift に過ぎず, しかも残りの 0.31 çift については何ら çift 税の対象となっていないことから, 他村の村人の保有地であると考えられる (㊿)。また同村人は, 14.73 çift を保有, 耕作しており, haric raiyet が全員同村人であったと見做しても 12.00 çift に過ぎない。ということは, 彼等は村外において 2.73 çift を耕作していたこととなる。しかもこれについては, 何ら耕作税に反映されていないことから, 出作した村の sipahi に耕作地税を納め, haric raiyet として耕作していたと考えられる (㊿)。

10) yürük による耕作については, 周知の事柄である [Emecan 1989: 127-128]。本郡においても, 782 村を始め 6 村において確認される。kanunname においても, 彼等が raiyet の土地を耕作した場合には, öşür, salarlık, çift 税を納めることが定められている [AKG 7 : 313; 3 : 121, 340]。↗

②/①	作付面積	作付面積	③	③/全体	作面/hane
%	çift	%	çift	%	çift
11.8%	47.72	24.9%	114.33	24.9%	0.329
17.0%	39.72	20.7%	95.16	20.7%	0.167
11.4%	78.14	40.8%	187.22	40.8%	0.207
8.4%	26.15	13.6%	62.65	13.6%	0.344
平均 12.5%	191.73	100.0%	459.36	100.0%	平均 0.229

⑧	⑨	⑩	⑩/④	⑪	⑪/③
çift	çift	çift	%	çift	%
38.42	12.94	12.01	16.0%	51.36	44.9%
6.26	14.45	84.24	53.1%	20.71	21.8%
11.41	46.09	48.27	27.1%	57.50	30.7%
23.15	6.53	3.85	10.5%	29.68	47.4%
79.24	80.01	148.37	平均 33.1%	159.25	平均 34.7%

- ⑦=当該村の村人が、他村において haric raiyet として耕作した推定耕地面積
- ⑧=他村の村人が、当該村において tapu resmi を納めて保有した推定耕地面積
- ⑨=他村の村人が、当該村において haric raiyet として耕作した推定耕地面積
- ⑩=tapu resmi 納入の有無に関わらず、村外で耕作された推定耕地面積
- ⑪=tapu resmi 納入の有無に関わらず、村外の村人により耕作された推定耕地面積

誤記等が考えられる。

ところで同表に拠ると、村人の保有地の 1/4 程度は居住村以外に存在し、また haric 耕作地の 50% 前後は他村の者達によって耕作されたこととなり、村を跨いで農業活動が広く行われていたこととなる。単に数値上の整合性に留まらず、本表から察せられるこのような状況は、果たして当時の実態を多少なりとも反映したものなのであろうか。そこで、保有地の散らばり、出作や入作等に焦点を当てつつ、他の諸情報と対照し、検証して見ることにする。

表IVは、同郡を地勢的な観点から4地域に分け [地図]、各地域に関する諸情報をまとめたものである。筆者が北西部 (NW) と命名した地域は、Göynük の町の西方に当たり、Göynük 川水系の地域を指す。地形は後述する北東部ほど急峻ではなく、とりわけ Göynük 川以北の地の斜度は比較的緩やかであり、北辺には多くの夏営地が存在する [Ha; Hb]。北東部 (NE) は、Göynük の町の東方に位置し、Mudurnu 川の一支流である Gök 川水系の地域を指す。全般的に急峻な地形である。南東部 (SE) は Sakarya 川に注ぎ込む Kızıl 川及び Köstebek 川水系を中心とする地域に当たり、斜度は丁度前二者の中間程度で、

ただ yürük は yürük sancak beyi 等に従属したことから、resm-i arusane 等の bad-ı hava を彼等に納めることとなっている [AKG 6 : 696]。そこで筆者は、耕作税を登録された者達の中に彼等が存在し、同村を保有する sipahi に同税や öşür を納めたものの、bad-ı hava は納めず、それ故総純 hasil に照らして bad-ı hava が少なく、それが村によっては保有地面積よりも大幅に狭い推算値をもたらしたのではないかと考える。

Kızıl川周辺には多数の夏當地が存在する [Ha]。南西部 (SW) は、Sakarya川に注ぎ込むÇatak川水系の地域を指し、Himmetoğlu ovasıを中心に4地域の中で最もなだらかな地形である。なお同郡は、年間降水量500-600mm程度で、概ね北部地域から南部に、とりわけ南西部に移るに従い、減少する傾向にあり [Hc]、南東部やKocaman山脈等を北辺に抱える北西部や北東部には森林地帯が存在している [Ha; Hb]。

表IVに拠ると、村人の多くは北東部や南東部で生活しており¹¹⁾、両地域の推定耕地面積(③)は全体の61.5%を占めている。ただ後者においては hane 数に相応したある程度の耕地が存在していたのに対し、前者においてはその地形故にか耕地拡大には限界があり、各 hane 当たりの推定耕地面積は最も狭く(耕面/hane)、他村への出作が盛んで(⑩)、それは同地域の村人が保有、耕作した推定耕地面積(④)の約53.1%を占めている。一方村外の村人により耕作された推定耕地面積(⑪)の割合は、人口が比較的希薄であった北西部——ただし mülk 地や vakıf 地が集中し、同地域内には提示した数値以上の人口が存在したと思われる——、そして南西部で最も高くなっている。ところで③、④から明らかな如く、このような出入作は地域間に跨るものであった。事実、16世紀後半における同郡の人口急増は決して一様ではなく、とりわけ南西部において著しいのである¹²⁾。また大いに出作を余儀なくされた北東部の村人は、当然の事ながら非穀類生産にも励んでいる(②/①)。同地域における非穀類 hasıl 額(②)の約75.3%を resm-i ağnam (2765 akçe) が占めており、羊飼育が盛んであったようである——郡全体(5082 akçe)の54.6%——。逆に入作の割合が高く、しかもより乾燥度の高かった南西部は、その割合が最も低くなっている。ただ同じように多くの入作を受け入れながらも、比較的地形や降雨に恵まれた北西部では、相応に従事し、中でも果樹や野菜等の水を必要とする作物の栽培に絞って見れば、hasıl 額は1140 akçeで、南東部(1320 akçe)に次ぐ額となっている。

さて、以上の如く各地域の地勢と筆者が推測した耕地の保有、耕作状況等とを比較、対照して見ると、そこには特に目立った矛盾点は見出されない。

3 当該村の村人が納めた hasıl 額並びに保有、耕作した耕地面積との関係

前節での推定作業の結果得られた数値を利用して、bad-ı hava と hasıl 額及び耕地面積との関係について検討してみる。なお本節及び次節での考察は、引続き表Ⅲの妥当性について検証するという側面も有している。表Vを御覧頂きたい。

ではその賦課基準は、総純 hasıl 額の約2.19%であったのか、それとも保有、耕作してい

11) 村落は、一般的に湧き水等の水の確保が可能であった山の斜面や裾野に形成された。これは ova だと、夏非常に暑く、大切な財産である家畜が湿地等の故に発生した寄生虫のために、また人間もハエ等のために病気になり易いためである [TCZ: 80; TTKC: 210]。

12) A→C期の hane 数増加率は、北西1.42、北東1.40、南東1.55、南西3.24倍である。

る耕地の広さに応じてであったのか。これについては筆者が推算した当該村の村人が保有、耕作した耕地面積（⑤）と 1 çift 当たり 4.45 akçe が徴収されたとして推算された同耕地面積（⑥）とを比較し、両者の妥当性について検証する作業を通して考えることとする。ところが、(⑥/⑤) 及び (⑥-⑤) を見ると、一部の村を除き多くの村々で近似していることが分かる。しかし、何故両者はこれ程までに近似しているのでしょうか。⑤は、元々以前筆者が推定した各穀類の生産性に基づき算出された作付面積を操作して得られた数値である。そこで、この生産性を利用して郡全体における 1 çift 当たりの穀類関係 —— 以降、穀類と çift 税をまとめてこのように呼ぶ —— hasil 額を求めると、各々 134.2, 38.9 akçe で、合計 173.1 akçe となり¹³⁾、その約 2.19% は約 3.80 akçe となることが分かる。一方 4.45 akçe は、総 bad-ı hava 額を総耕地面積で除して算出された、1 çift 当たりの平均 bad-ı hava 額であるが、見方を変えれば、総純 hasil 額を総耕地面積で除して算出された 1 çift 当たりの平均純 hasil 額のやはり約 2.19% にも当たるのである。そして 4.45 akçe の内、3.91 akçe は穀類関係の、また 0.54 akçe は非穀類の bad-ı hava 額に当たることが分かる¹⁴⁾。両者の穀類関係の bad-ı hava はほぼ同額なのである。即ちこれが、換言すれば穀類関係 hasil の近似こそが先程の両耕地面積近似の要因なのである —— 穀類関係 hasil は、総純 hasil の約 9 割を占める（表Ⅲ）——。そこで、⑤を利用して算出された 1 çift 当たりの穀類関係の推定 bad-ı hava 額（⑧）と、3.91 akçe とを対照すると、やはり多くの村々において近似していることが分かる。ただ、4.45 akçe には非穀類 hasil に関する 0.54 akçe も含まれている。そこで次に非穀類 hasil について、約 2.19% の bad-ı hava が課せられた場合における額（⑨）と 0.54 akçe とを比較すると、穀類関係の場合とは異なり、多いに相違していることが分かる。即ち、この非穀類 hasil を巡る処理の違いが、一部の村の推定耕地面積に大きな差異をもたらしたのである。

では 4.45 akçe を課して耕地面積を推算した場合、どのような数的処理が為されるのかを、6.76 çift もの差異が生じた 794 村 —— bad-ı hava = 50 akçe —— を例に挙げ、考えて見

13) 郡全体における小麦作付面積は 131.4, 大麦 73.0, yulaf 6.8, 黍 0.7, burçak 2.5, fig 3.2 çift で、総作付面積は 217.6 çift である。そして 1 çift 当たりの作付率は平均 41.6% で、この作付面積の内に小麦栽培地が占める割合は 60.4% である。そこで 1 müd 当たりの評価額は 60 akçe であることから、1 çift 当たりの小麦 hasil 額の平均は $0.416 \times 0.604 \times 42.3 \times 1/8 \times 60$ で、約 79.7 akçe となる。そして同様な処理を他の穀類に関しても行くと、大麦 47.7, yulaf 3.6, 黍 0.3, burçak 1.3, fig 1.6 akçe となり、合計 134.2 akçe となる。一方 522.5 çift において、20325 akçe の çift 税が登録されている。それ故、1 çift 当たりの çift 税は約 38.9 akçe となる [多田 2005 : 30, 33, 34, 42]。

14) 推定に当たり不足、超過分の hasil 額については、総て穀類の hasil 額に関係したものと見做して処理したことから、穀類関係 hasil については総純 hasil から非穀類 hasil (çift 税を除く) を減じて得られた額を基に算出した —— $(102494 - 12362) \div 504 \times 0.0219 = 3.91$ ——。非穀類 hasil については、 $12362 \div 504 \times 0.0219$ の計算式で算出した。

表V

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑥/⑤
単位	akçe	akçe	%	çift	çift	çift	%
770	105	850	17.9%	54.15	21.46	23.60	90.9%
771	220	1140	11.0%	20.77	50.37	49.44	101.9%
772	96	260	6.0%	15.50	22.47	21.57	104.2%
773	100	545	12.0%	7.64	23.68	22.47	105.4%
774	60	425	15.0%	20.29	10.74	13.48	79.7%
775	60	340	12.0%	14.16	14.13	13.48	104.8%
776	10	38	8.0%	4.17	2.25	2.25	100.1%
777	30	120	9.0%	6.97	6.64	6.74	98.5%
778	25	120	10.0%	8.48	6.03	5.62	107.3%
779	65	440	15.0%	12.31	14.73	14.61	100.8%
780	60	155	6.0%	18.23	14.68	13.48	108.9%
781	20	70	8.0%	11.64	4.29	4.49	95.5%
785	60	280	10.0%	5.29	12.83	13.48	105.1%
786	30	80	6.0%	6.28	7.35	6.74	91.7%
787	20	80	9.0%	13.20	4.83	4.49	93.1%
788	70	290	9.0%	15.17	16.19	15.73	97.2%
789	90	290	7.0%	17.63	20.91	20.22	96.7%
790	30	325	24.0%	11.81	5.87	6.74	114.8%
791	30	111	8.0%	5.77	8.26	6.74	81.6%
792	70	70	2.0%	6.80	18.20	15.73	86.4%
793	90	260	6.0%	23.74	23.62	20.22	85.6%
794	50	1190	52.0%	9.42	4.48	11.24	250.8%
795	35	95	6.0%	5.51	7.60	7.87	103.5%
796	60	210	8.0%	5.99	12.29	13.48	109.7%
797	60	610	22.0%	8.58	12.32	13.48	109.4%
798	15	310	45.0%	8.63	1.75	3.37	192.6%
799	60	310	11.0%	15.02	12.59	13.48	107.1%
800	35	170	11.0%	11.45	8.04	7.87	97.8%
801	88	969	24.0%	11.67	15.25	19.78	129.7%
802	30	157	11.0%	9.66	6.27	6.74	107.5%
803	70	345	11.0%	7.33	10.80	15.73	145.7%
804	30	130	9.0%	4.84	7.18	6.74	93.9%
805	25	170	15.0%	7.62	5.63	5.62	99.8%
806, 807	40	175	10.0%	7.86	8.76	8.99	102.6%
808	20	385	42.0%	11.96	3.26	4.49	137.9%
809	12	25	5.0%	6.95	2.89	2.70	93.3%
810	64	30	1.0%	5.97	20.62	14.38	69.7%
811	10	57	12.0%	4.05	2.17	2.25	103.6%
812	25	80	7.0%	5.58	5.80	5.62	96.9%
814	20	10	1.0%	1.46	4.54	4.49	99.0%
816	12	15	3.0%	4.48	2.98	2.70	90.5%
817	30	80	6.0%	8.43	8.07	6.74	83.5%
818	30	20	1.0%	8.27	7.42	6.74	90.9%
819, 820	50	220	10.0%	15.19	12.28	11.24	91.5%
823	30	310	23.0%	18.07	4.87	6.74	138.4%
合計・平均	2242	12362	12.0%	504.00	497.41	503.82	101.3%

①=検地帳記載の各村の bad-ı hava 額

②=非穀類 hasil 額 (çift 税除く) [表Ⅲ③]

③=各村の村人が納めた推定総純 hasil 額の中に②が占めた割合

④=各村に存在した推定耕地面積 [表Ⅲ⑦]

⑤=各村の村人が保有、耕作した推定耕地面積 [表Ⅲ⑧]

⑥=①/4.45 akçe で算出された各村の村人が保有、耕作した推定耕地面積

⑥-⑤	⑦	⑧	⑧/ 3.91	⑨	⑨/ 0.54	⑩	⑪
çift	akçe	akçe	%	akçe	%	akçe	akçe
2.14	3950.1	4.03	103.0%	0.87	160.4%	3.66	0.79
- 0.93	8917.4	3.87	99.0%	0.50	91.7%	3.95	0.50
- 0.90	4128.7	4.02	102.8%	0.25	46.9%	4.19	0.26
- 1.21	4026.5	3.72	95.1%	0.50	93.2%	3.92	0.53
2.74	2317.9	4.72	120.7%	0.87	160.3%	3.76	0.69
- 0.65	2402.9	3.72	95.1%	0.53	97.5%	3.90	0.55
0.00	419.2	4.08	104.2%	0.37	68.4%	4.08	0.37
0.10	1251.5	4.12	105.4%	0.40	73.2%	4.06	0.39
- 0.41	1022.9	3.71	94.9%	0.44	80.6%	3.98	0.47
- 0.12	2531.5	3.76	96.1%	0.65	121.0%	3.79	0.66
- 1.20	2587.9	3.86	98.6%	0.23	42.8%	4.20	0.25
0.20	844.3	4.31	110.1%	0.36	66.1%	4.11	0.34
0.65	2462.9	4.20	107.4%	0.48	88.4%	4.00	0.45
- 0.61	1291.5	3.84	98.3%	0.24	44.1%	4.19	0.26
- 0.34	834.3	3.78	96.6%	0.36	67.1%	4.06	0.39
- 0.46	2910.1	3.93	100.6%	0.39	72.6%	4.05	0.40
- 0.69	3824.4	4.00	102.3%	0.30	56.2%	4.14	0.31
0.87	1046.5	3.90	99.7%	1.21	224.3%	3.40	1.05
- 1.52	1260.5	3.34	85.4%	0.29	54.4%	4.09	0.36
- 2.47	3130.1	3.76	96.2%	0.08	15.6%	4.35	0.10
- 3.40	3854.4	3.57	91.3%	0.24	44.6%	4.17	0.28
6.76	1095.8	5.35	136.8%	5.81	1076.0%	2.13	2.32
0.27	1505.0	4.33	110.8%	0.27	50.6%	4.19	0.26
1.19	2532.9	4.51	115.3%	0.37	69.2%	4.11	0.34
1.16	2132.9	3.79	96.9%	1.08	200.6%	3.46	0.99
1.62	375.7	4.70	120.1%	3.87	717.6%	2.44	2.01
0.89	2432.9	4.23	108.1%	0.54	99.7%	3.95	0.50
- 0.17	1430.0	3.89	99.5%	0.46	85.7%	3.98	0.47
4.53	3054.0	4.38	112.0%	1.39	257.4%	3.38	1.07
0.47	1214.5	4.24	108.4%	0.55	101.4%	3.94	0.51
4.93	2855.1	5.78	147.9%	0.70	129.4%	3.97	0.48
- 0.44	1241.5	3.78	96.7%	0.40	73.3%	4.03	0.42
- 0.01	972.9	3.78	96.7%	0.66	122.3%	3.79	0.66
0.23	1653.6	4.13	105.6%	0.44	80.9%	4.02	0.43
1.23	529.3	3.55	90.8%	2.58	478.4%	2.58	1.87
- 0.19	523.6	3.96	101.4%	0.19	35.0%	4.25	0.20
- 6.24	2895.8	3.07	78.6%	0.03	5.9%	4.40	0.05
0.08	400.2	4.03	103.2%	0.57	106.4%	3.90	0.55
- 0.18	1062.9	4.01	102.5%	0.30	55.9%	4.14	0.31
- 0.05	904.3	4.36	111.4%	0.05	8.9%	4.40	0.05
- 0.28	533.6	3.92	100.2%	0.11	20.4%	4.33	0.12
- 1.33	1291.5	3.50	89.5%	0.22	40.2%	4.19	0.26
- 0.68	1351.5	3.98	101.9%	0.06	10.9%	4.39	0.06
- 1.04	2065.8	3.68	94.1%	0.39	72.6%	4.02	0.43
1.87	1061.5	4.77	121.9%	1.39	257.9%	3.44	1.01
6.41	90132.0	3.96	101.4%	0.54	100.7%	3.91	0.54

⑦=各村の村人が納めた推定穀類関係 hasil 額 (çift 税含む)

⑧= 1 çift 当たりの穀類関係 hasil (⑦/⑤) の約 2.19% で算出された推定 bad-ı hava 額

⑨= 1 çift 当たりの非穀類 hasil (②/⑤) の約 2.19% で算出された推定 bad-ı hava 額

⑩= 1 çift 当たりの穀類関係 hasil (⑦/⑥) の約 2.19% で算出された推定 bad-ı hava 額

⑪= 1 çift 当たりの非穀類 hasil (②/⑥) の約 2.19% で算出された推定 bad-ı hava 額

る。同村は羊飼育が盛んで、非穀類 hasil は合計で 1190 akçe — bostan 10, meyve 70, kovan resmi 10, resm-i ağnam 1100 — も登録され、村の総純 hasil (2286 akçe) に占める割合が 52% にも達する村である。表Ⅲの場合と同様に非穀類生産は当該村の村人によるものと仮定すると、1096 akçe が穀類関係 hasil ということになる。一方、bad-ı hava を 4.45 akçe で除すると約 11.24 で、これが耕地面積ということになる。そこで今度は逆に、0.54 akçe を約 2.19% で除し、更に約 11.24 çift で乗ざると、同村における非穀類 hasil は約 277 akçe となる。そして 3.91 akçe についても同様の数的処理を行うと、同村における穀類関係 hasil は約 2009 akçe となり、両者の合計はと言えば、前述の 2286 akçe となる。ということは、超過した非穀類 hasil 分約 913 akçe — 1190 akçe - 277 akçe — は、穀類関係の hasil と見做され 1096 akçe に加算されているのである。即ち 4.45 akçe を利用した場合、1 çift 当たりの非穀類 hasil の bad-ı hava が 0.54 akçe を基準に、超過或いは不足するのにより、穀類関係 hasil と見做されたり、逆に穀類関係 hasil の一部が非穀類 hasil と見做されることとなるのである。この関係については、⑩と⑪を見れば一目瞭然である——⑩が 0.54 以下の場合⑪は 3.91 以上、逆の場合は 3.91 以下となる——。果たして、何れがより妥当な基準か最早明白であろう。筆者は前者であると考え。やはり推算値とは言え、非穀類 hasil 額の多寡により左右されて得られた耕地面積については、甚だ疑問だからである。ただ、前述した如く穀類関係の bad-ı hava については、村の穀類関係 hasil の約 2.19% を徴収、或いは 1 çift 当たり 3.91 akçe の所謂定額租を賦課したとしても、何れの基準であれ、両者の間には大きな差異がないことが分かった。

4 bad-ı hava の実際的算出方法

約 2.19% は、あくまでも計算上のことである。実際には、如何なる基準の下に確定されたのであろうか。前節での考察結果を踏まえ、穀類関係と非穀類 hasil とに分けて考えて見る。

検地帳には、よく çiftlik-i hassa 100 akçe という記述が見られる(注5参照)。これに抛り sipahi に宛がわれた直営地の hasil — 一般的に収穫物は折半される [İnalçık 1982: 85-86] — が、200 akçe と評価されていたことが分かる。地域は異なるものの、Harput 県においても mezraa 1 çift 当たり 200 akçe と見做されている [Ünal 1989: 92-93]。実は筆者の計算でも、対象村において 2 年 1 作が為されたと仮定した場合、1 çift 当たりの平均穀類関係 hasil 額は 200.1 akçe となる¹⁵⁾。一方既に述べた如く、以前 niyabet 税として 1

15) 注 13 における操作を、対象村に絞って行う。小麦収穫量 5400 müd を、その 1 çift 当たりの収穫量である 42.3 müd [多田 2005: 40-41] で除すると、小麦作付地は 127.7 çift となる。他の穀類等とは例えば、大麦 71.5, yulaf 6.0, 黍 0.70, burçak 2.70, fig 3.1 çift となり、総作付面積は 211.7 çift になる。そして 1 çift 当たりの作付率は平均 42.0% となり — 表Ⅲにおける作付面積

çift 毎に 4 akçe を納める村が存在していた。これは前述の評価額の 2% に当たり、約 2.19% に、また前節での 3.91 akçe にも近似する額である。そこで以上の事柄を勘案すると、どうも 1 çift 当たりの bad-ı hava 額は、その hasil 評価額の 2% に当たる 4 akçe と見做されていたのではないかと考えられる —— ただ他郡においては、 çiftlik-i hassa として 150 或いは稀に 200 akçe [HTD: 379; 351 他] と記されている場合もある。恐らくこれは、その生産性が高く評価されたためであろう ——¹⁶⁾。とすると、非穀類 hasil についても、同様に 2% を基準に徴収されたものと考えられる。

さて、このような理解の下に推算された bad-ı hava 額が、表Ⅲ⑬である。総額では、検地帳記載のそれとの誤差は 5.12 akçe に過ぎず (表Ⅲ⑭)、この誤差を耕地面積に置き替えてみても、2 çift を越える誤差が生じるのは僅かに 5 村だけである (表Ⅲ⑮)。

更にこの賦課基準について、検地帳に拠り確認された耕地面積及び非穀類 hasil 額を用いて、今一度 Göynük 郡、そして他郡についても検証してみる。表Ⅵa は、耕地面積に 4 akçe を乗じ、非穀類 hasil 額の 2% を算出して bad-ı hava 額を推算したものである。ただ、その占めた割合が本来 4% と高かった Yenice-i taraklu, Akyazı 両郡については 8 akçe

表Ⅵa

時期	A	A	A	A	A	A
項目	耕地面積	非穀類 hasil 額	推定 bad-ı hava 額	検地帳の bad-ı hava 額	誤差	誤差の割合
単位	çift	akçe	akçe	akçe	akçe	%
Yarhisar 郡	45.25	1222	205.4	210	- 4.6	- 2.2%
Domaniç 郡	126.75	3590	578.8	574	4.8	0.8%
Söğüd 郡	121.75	2610	539.2	540	- 0.8	- 0.1%
Göl 郡	289.75	11602	1391.0	1404	- 13.0	- 0.9%
Yenice-i taraklu 郡	176.25	6176	1533.5	1505	28.5	1.9%
Geyve 郡	168.75	6866	1149.8	1141	8.8	0.8%
Akyazı 郡	178.00	7547	1574.9	1532	42.9	2.8%
Göynük 郡	504.00	12362	2263.2	2242	21.2	0.9%
Beğ-bazarı 郡	463.20	19123	2235.3	2262	- 26.7	- 1.2%

↙ 及び作付率と異なるが、これは数値処理上生じた誤差で無視する ——、この作付面積の内に小麦栽培地が占める割合は、平均 60.3% となる。そこで、 $0.42 \times 0.603 \times 42.3 \times 1 / 8 \times 60$ で、1 çift 当たりの小麦 hasil は約 80.4 akçe となる。その他大麦 48.6, yulaf 3.2, 黍 0.2, burçak 1.4, fiğ 1.6 akçe となり、合計 135.4 akçe となる。一方 1 çift 当たりの çift 税は、 $19600 \text{ akçe} \div 504 \text{ çift}$ で約 38.9 akçe となり、合計 174.3 akçe となる。ただ税を徴収する側にすれば、あくまでも耕地が最大限に利用され、即ち耕地の半分に播種されて 2 年 1 作が為された場合を想定して、その土地の hasil を評価したと考えられる。そこで前述の小麦の計算式の 0.42 を 0.5 に改め、他の穀類についても同様にして計算し、çift 税 38.9 akçe を加えると、合計値は 200.1 akçe となる。

16) 本郡内の村人達はほぼ同様な耕作活動及び経営状況にあり、概ね 4 akçe が課せられたものと考えられる。郡全体では作付面積の約 93.9% を小麦と大麦が占め (A 期)、後者の前者に対する作付割合 —— 平均約 56.0% —— は、37/45 村において 46.0-66.0% 程度、また 1 çift 当たりの çift 税額についても、36/47 村において 35.5-43.3 akçe 程度と似通っている。

表VIb

	① ⁱ	②	③(①/②)	④	⑤(③/②)	⑥(③+⑤)	⑦(b・h/⑧)
項目	穀類 hasil	耕地面積	1 çift 当たりの 生産性	çift 税	1 çift 当たりの çift 税	1 çift 当たりの穀類 関係 hasil 額	bad-ı hava 占有率
単位	akçe	çift	akçe	akçe	akçe	akçe	%
Yarhisar 郡	7410	45.25	163.8	1862	41.1	204.9	1.97%
Domanıç 郡	15670	126.75	123.6	4799	37.9	161.5	2.35%
Söğüt 郡	18590	121.75	152.7	4939	40.6	193.3	2.05%
Göl 郡	52600	289.75	181.5	10789	37.2	218.8	1.87%
Yenice-i taraklu 郡	22392	176.25	127.0	7547	42.8	169.9	4.09%
Geyve 郡	38932	168.75	230.7	7070	41.9	272.6	2.15%
Akyazı 郡	21359	178.00	120.0	7149	40.2	160.2	4.14%
Göynük 郡	68259	504.00	135.4	19600	38.9	174.3	2.19%
Beğ-bazarı 郡	64640	463.20	139.6	17507	37.8	177.3	2.17%

①=検地帳に明記された各穀類 hasil の合計額 ⑦=総 bad-ı hava 額が総純 hasil 額 (⑧) の中に占めた割合 [表II]
 ⑧=総純 hasil 額 (検地帳記載の各村総 hasil 額に基づく) [表II] ⑨=総純 hasil 額 (検地帳に明記された各 hasil
 の合計額) ⑩=çift 税除く [表VIa] ⑬=4 akçe (ただし Geyve 郡=6 akçe; Yenice-i taraklu 郡, Akyazı 郡=8
 akçe) を⑥で除して算出された実質課税率

を、また Geyve 郡については、150 akçe と登録された çiftlik-i hassa が散見し、事実同郡の生産性が他郡に比べ非常に高かったこと (表VIb③参照) を勘案して 6 akçe を乗じた。さて同表に抛ると、誤差は Göynük 郡を始めとする大半の郡において 1%前後未満に過ぎないことが分かる。

他方、総純 hasil 額に占める bad-ı hava の割合は、各郡において 2%或いは 4%前後でばらつきを見せる。実はこの乖離状況についても、前述の如く徴収されたとしたならば、論理的に理解し得るのである。そしてこの事が、別の観点からこの基準の妥当性を裏付けることともなるのである。表VIb を御覧頂きたい。例えば本郡の場合、前述した如く実際には穀類関係の 1 çift 当たりの平均 hasil は 174.3 akçe (⑥) に過ぎず、それを 200 akçe と見做され、4 akçe 課せられることにより、実質的には 2.29% 徴収されることとなる (⑬)。すると、総純 hasil の中に穀類関係 hasil の占める割合は 85.72% (⑫) なので、総純 hasil の中にその bad-ı hava が占める割合は 1.97% (⑮) になる。一方非穀類 hasil は総純 hasil の中で 12.06% (⑪) を占め、2%徴収されることから、その bad-ı hava は 0.24% (⑭) を占めることとなる。即ち、両者の合計である 2.21% (⑯) が、実際に bad-ı hava が占めた割合となるのである。2.19% (⑦) との誤差は僅か 0.02% に過ぎず、他郡についても大いに近似することが分かる¹⁷⁾。

17) ⑧を利用して推算した。なお本郡を例に取り、⑨を利用して推算すると、⑯は 2.26%、bad-ı hava 占有率は 2.23% —— 2242 akçe ÷ 100221 akçe —— となり、何れの総純 hasil 額を利用しても、誤差はほとんど変わらないことが分かる。他郡についても同様である。

⑧	⑨(①+④+⑩) ⁱⁱ	⑩	⑪(⑩/⑧)	⑫[(①+④)/⑧]	⑬	⑭(⑪×0.02)	⑮(⑫×⑬)	⑯(⑬+⑮)
総純 hasil	総純 hasil	非穀類 hasil	非穀類 hasil の占有率	穀類関係 hasil の占有率	穀類関係 hasil の実質 bad-ı heva 課税率	非穀類 hasil の bad-ı hava 占有率	穀類関係 hasil の bad-ı hava 占有率	総 bad-ı hava の占有率
akçe	akçe	akçe	%	%	%	%	%	%
10636	10494	1222	11.49%	87.18%	1.95%	0.23%	1.70%	1.93%
24401	24059	3590	14.71%	83.89%	2.48%	0.29%	2.08%	2.37%
26293	26139	2610	9.93%	89.49%	2.07%	0.20%	1.85%	2.05%
75277	74991	11602	15.41%	84.21%	1.83%	0.31%	1.54%	1.85%
36823	36115	6176	16.77%	81.31%	4.71%	0.34%	3.83%	4.16%
52957	52868	6866	12.97%	86.87%	2.20%	0.26%	1.91%	2.17%
36985	36055	7547	20.41%	77.08%	5.00%	0.41%	3.85%	4.26%
102494	100221	12362	12.06%	85.72%	2.29%	0.24%	1.97%	2.21%
104460	101270	19123	18.31%	78.64%	2.26%	0.37%	1.77%	2.14%

- i 校訂者は、Akyazı 郡における darı (黍) の評価額を 1 müd = 40 akçe、また Yenice-i tarakulu, Yarhisar 両郡については不明としている [HTD: 64] が、212, 580, 583, 671, 677 村 [HTD: 136; 348; 349; 426; 429] 等における総 hasil に照らして、1 müd = 30 akçe として算出した。その他の穀類については、校訂者の評価額に従った。なお、行論上⑧に基づく額を提示すべきところではあるが、生産性をより正確に算出するために、また誤差も僅かであることから、検地帳に明記された額の合計値を掲載した。
- ii ⑧との誤差の主要因としては、Göynük 郡の場合前述した 2 村、Yenice-i tarakulu 郡 = 581 村 (780 akçe)、587 村 (300 akçe)、Akyazı 郡 = 672 村 (800 akçe 程)、Beğ-bazarı 郡 = 882 村 (1230 akçe)、893 村 (720 akçe)、979 村 (654 akçe) 等における不足額が挙げられる。

さて 2% を目安とする実際的な賦課基準については勿論のこと、これまでの考察を通して表Ⅲの推算値についても、甚だ妥当性を欠くものではないことは明白である。

ところで何故 2% であったのか。目下、筆者は明確な回答を持ち合わせていない。ただ A 期の検地に合わせて編纂された本県の kanunname には、相続に関与した kadi 達の手数料として、遺産額の 1000 につき 20 akçe の相続分配税が定められている [AKG 1: 191, 同 2: 60, 183]。同じく bad-ı hava も事の発生に伴う偶発的な税であり、このような慣行に基づいたものかもしれない。他方、Akyazı, Yenice-i tarakulu 両郡については、なお従来の慣例を一部踏襲した結果ではないだろうか。何れにせよ、詳細な究明は、今後の課題としておく。

結 語

検地帳の利用に当たっては、なお解明されなければならない諸問題が山積しており、小論での考察は屋上屋を架す結果となってしまった。それ故他の検地帳及び検地帳以外の記述史料に拠る検証は急務のことと思われる。しかしながら目下利用し得る史料を検討する限りにおいては、Hüdavendigâr 県内の対象郡の場合、検地帳に記された bad-ı hava の額は、各 hane が sipahi に納めた税 (純 hasil) 額の 2% を目安に確定されたという理解が、最も妥当なものであるということが分かった。勿論このような理解は、耕地面積、人口並びに家族数に言及した先学の指摘と根本的に何ら矛盾するものではない。そして仮にこのような理解が許され得るとするならば、少なくとも対象郡に関しては、やはりこれまで先学が指摘して

来た如く、検地帳に記された額の多くが評価値であったことが再確認され、また筆者が以前提示した Göynük 郡における各穀類の生産性についても、当時の評価基準に照らして甚だ妥当性を欠くものではないことが裏付けられたこととなる。そして翻って今後においては、例えば各村単位ではあるが、bad-ı hava 額を通して村人の hasil 額を割出し、彼等の生活水準を推測、比較することが、また第三章 2 節での推定方法もその妥当性を得ることとなり、あくまでも理論的再構成とは言え、当時の村落部の在り様を推測する上で、一つの新たな視角を提示することが可能となる。なお前述した如く、B 期については A 期の検地結果を踏襲し、概ね同様な傾向の内容となっていることから、やはり A 期と同じ基準で確定されたものと考えられる。

参 考 文 献

- AKG: Akgündüz, A. (ed.), *Osmanlı Kanunnâmeleri ve Hukukî Tahlilleri*, 1-7 kitap, İstanbul, 1990-94.
- HTD: Barkan, Ö. L. -Meriçli, E. (ed.), *Hüdavendigar Livası Tahrir Defterleri I*, Ankara, 1988.
- MVAD: T. C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü 166 Numaralı Muhâsebe-i Vilâyet-i Anadolu Defteri (937/1530), Ankara, 1995.
- AIY: *Ankara İl Yıllığı* 1967, İstanbul, 1968.
- TCZ: T. C. Ziraat Vekaleti (hazırlayan). *Birinci Köy ve Ziraat Kalkınma kongresi*, A-takım 12, Ankara, 1938.
- TTKC: Türkiye Tabiatını Koruma Cemiyeti, *Dağ ve Orman Köylerinin Ekonomik, Sosyal Sorunları ve Çözüm Yolları*, Ankara, 1969.
- Ha: Harita Genel Müdürlüğü: *Türkiye Haritası I : 200000*, İstanbul, 1940 - 1953.
- Hb: Müdafaa-i Milliye Vekaleti Harita Müdüriyet-i Umumiyesi: *Harita I : 200000*, İstanbul, 1927.
- Hc: Harita Genel Müdürlüğü: *Yıllık Ortalama Dağılışı Haritası I : 4000000*, İstanbul.
- Barkan, Ö. L. (ed.) (1943) *XV ve XVI nci asırlarda Osmanlı İmparatorluğunda Zirai Ekonominin Hukukî ve Malî Esasları* cilt1, İstanbul.
- Beldiceanu, N. (ed.) (1967) *Code de Lois Coutumières de Mehmed II*, Wiesbaden.
- Evlîya Çelebi (1996-2005) *Seyahatnamesi*. Kurşun, Z. -Kahraman, S. A. -Dağlı, Y. (ed.) 1-9 kitap, İstanbul.
- T. C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü (1996) *12 Numaralı Mühimme Defteri (Özet-Transkription) I - II*, Ankara.
- Pulaha, S. -Yücel, Y. (ed.) (1988) *Le Code (Kânûnnâme) de Selim I^{er} (1512-1520) et Certaines Autres Lois de La Deuxième Moitié du XVI Siècle*, Ankara.
- Akdağ, Musutafa (1971) *Türkiye'nin İktisadî ve İctimai Tarihi*, cilt2, Ankara.

- Arıkan, Zeki (1988) *XV-XVI. Yüzyıllarda Hamit Sancağı*, İzmir.
- Barkan, Ö. L. (1945) "Çiftlik" *İslâm Ansiklopedisi*, III.
- Barkan, Ö. L. (1965) "Daftar-i Khâkâni" *EF²* ed.
- Barkan, Ö. L. (1974) "Timar" *İslâm Ansiklopedisi*, XII.
- Bostan, M. Hanefi (2002) *XV-XVI. Asırlarda Trabzon Sancağında Sosyal ve İktisadi Hayat*, Ankara.
- Çınar, H. -Gümüşçü, O. (2002) *Osmanlıdan Cumhuriyete Çubuk Kazası*, Ankara.
- Cohen, A. -Lewis, B (1978) *Population and Revenue in the Towns of Palestine in the Sixteenth Century*, Princeton.
- Dávid, Géza (1999) *16. yüzyılda Simontornya Sancağı*, İstanbul.
- Doğru, Halime (1997) *XV. ve XVI. Yüzyıllarda Sivrihisar Nahiyesi*, Ankara.
- Durman, Mehmet (2005) *Sakarya İli Tarihi*, cilt I, İstanbul.
- Emecan, F. M. (1989) *XVI. Asırda Manisa Kazası*, Ankara.
- Gögebakan, Göknur (2002) *XVI. Yüzyılda Malatya Kazası (1516-1560)*, Malatya.
- Gökçe, Turan (2000) *XVI-XVII. Yüzyıllarda Lazıkıyye (Denizli) Kazası*, Ankara.
- Güçer, Lütfi (1964) *XVI-XVII. Asırlarda Osmanlı İmparatorluğunda Hububat Meselesi ve Hububattan Alınan Vergiler*, İstanbul.
- Gümüşçü, Osman (2001) *XVI. Yüzyılda Larende (Karaman) Kazasında Yerleşme ve Nüfus*, Ankara.
- İnalçık, Halil (1954) *Hicri 835 tarihli Süret-i Defter-i Sancak-ı Arvanid*, Ankara.
- İnalçık, Halil (1965) Adâletnâmeler, *Belgeler*, cilt II, sayı 3-4, 49-93.
- İnalçık, Halil (1982) Rice Cultivation and the çeltükci-re'âyâ System in the Ottoman Empire, *Turcica* XIV, Louvain-Paris-Strasbourg, 1982.
- İnalçık, Halil (ed.) (1994) *An Economic and Social History of The Ottoman Empire vol. 1-2*, Cambridge.
- İslamoğlu-İnan, H. (1994) *State and Pesants in the Ottoman Empire*, Leiden.
- Káldy-Nagy, G. (1968) The Administration of the Sanjâq Registrations in Hungary, *Acta Orientalia* 21, 181-223.
- Karaca, Behset (2002) *XV. ve XVI. Yüzyıllarda Teke Sancağı*, İsparta.
- Karaman, Fikri (2003) *Tozanlı Kazası*, İstanbul.
- Kütükoğlu, Mübahat (2000) *KVve XVI. Asırlarda İzmir Kazasının Sosyal ve İktisadi Yapısı*, İzmir.
- Makovsky, A. (1984) Sixteenth-Century Agricultural Production in the Liwa of Jerusalem, *Archivum Ottomanicum*, IX, 91-127, Hague.
- Miroğlu, İsmet (1990) *Kemah Sancağı ve Erzincan Kazası (1520-1566)*, Ankara.
- Öz, Mehmet (1999) *XV-XVI. Yüzyılda Canik Sancağı*, Ankara.
- Özdeğer, Mehtap (2001) *Uşak Kazasının Sosyal ve Ekonomik Tarihi*, İstanbul.

- Özel, Oktay (1986) XV-XVII. Yüzyıllarda Osmanlı Toplumunda 《Hariç Raiyyet》, *Türk Dünyası Araştırmaları Dergisi* 43. 159 - 171.
- Rıza, Kazım (1935) *Die türkische Landwirtschaft und ihre wichtigsten Betriebszweige*, Ankara.
- Sahillioğlu, Halil (1991) “BÂD-ı HEVÂ”, *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, 4.
- Sahillioğlu, Halil (1965) Dördüncü Muradın Bağdat Seferi Menzilnamesi, *Belgeler*, cilt II, sayı 3-4, 1 - 48.
- Şahin, İlhan (2006) *Osmanlı Döneminde Konar-Göçerler*, İstanbul.
- Şener, Mesut (1998) *Nallıhan*, Ankara.
- 多田 守 (2005) 15 - 16 世紀の Göynük 郡 『西南アジア研究』 62, 24 - 49.
- Ünal, M. Ali (1989) *XVI. Yüzyılda Harput Sancağı (1518-1566)*, Ankara.
- Venzke, M. L. (1997) The Ottoman Tahrir Defterleri and Agricultural Productivity, *Osmanlı Araştırmaları* XVII, 1 - 61. İstanbul.
- Yörük, Doğan (2005) *XVI. Yüzyılda Aksaray Sancağı (1500-1584)*, Konya.
- Yinanç, R. -Elibüyük, M. (1983) *Kanunî Devri Malatya Tahrir Defteri (1560)*, Ankara.
- Yediyıldız, Bahaeddin (1985) *Ordu Kazası Sosyal Tarihi (1455-1613)*, Ankara.

(香川県立三本松高等学校)